

経済建設常任委員長報告

委員長 高宮正行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第55号「阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について」

委員より、「各市町村で、新たに促進区域に指定したい等といつた場合には、どのように質疑があり、「地域振興係長から、「熊本県地域経済牽引事業促進協議会が8月21日に、熊本県を含めた県内45市町村、それから14の産業支援機関、金融機関や大学等で構成された組織が設立されました。以前は、地域産業活性化協議会という名称でしたが、今回、その名称が変わったものであ

ります。この協議会内で県内の基本計画等策定されていますので、指定内容の変更や協議等が必要となれば、本協議会で諮ることになります。」との答弁がありました。

以上のような審議を行った結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」

建設課所管分

委員より、「災害復旧に関しては、平成30年度には概ね完了するという計画だが、多少の起伏が残る箇所も見

住環境課所管分

委員より、「災害公

宅建設についての内容を。」との質疑があ

り、住環境課長から、「候補地については、敷地の確保が可能な場



災害公営住宅建設予定地（古神団地跡）

宮地区は「古神団地跡地」、波野地区は「大道団地」を予定しております。戸数については、実際、設計等行わないと分かりませんが、

意向調査の結果と仮設住宅の再利用等も勘案し、今回、進めます「新小里団地」と合わせて、約70戸程度必要ではないかと考えております。

また、別の委員より、

業の検討を進めていますが、今回の災害公営住宅は緊急的に優先し整備する必要があり、また、本構想は既に十数年経過しております。

農業委員会所管分

委員より、「耕作放棄地解消緊急対策事業の内容を。」との質疑があり、農業委員会事務局長から、「農業委員、最適化推進委員の40名を分割し、市内を12箇所に分け、3名から5名体制で、昨年のデータを確認しながら、月末に3日ほど掛けて耕作確認を行います。耕作放棄地が見受けられたら、農業委員による集荷円滑化団体等を介した放棄地の解消に向けた指導をします。その中から農業者とマッチングが良好で、

ます。住環境課としては災害等が影響しない場所、現在の人口動向等も踏まえた新構想を検討したいと考えています。」との答弁がありました。

「合併当時に計画された公営住宅の再編、集合化計画はどうなったのか。」との質疑があり、課長から、「震災前までは公営住宅の再編、集約化計画に沿って事

かつ、申請のあつた方について、3年間の耕作継続を条件に、反当たり3万円を交付する制度です。」との答弁がありました。

まちづくり課所管分

「阿蘇市ふるさと応援寄付金については、制度の意義も当然のことながら、阿蘇市の魅力を発信するために特産品を返礼品として活用する計画です。品の内容につきましては、然

度の見直しを行つてお

り、今現在が第4期で、平成27年度から平成31年度までの5年間の制度となります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「農家の自立復旧支援事業（復興基金分）の内容は。」との質疑があり、農政課長から、「被災した農地のうち、国庫補助事業の対象となるない部分において、農家が自ら行う復旧作業等に要する経費を張る等し、レクリエーション施設として活用する等の構想がありました。具体的な内容は詰めて参ります。」との答弁がありました。

認定第1号「平成28年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

建設課所管分

委員より、「公園・緑地の整備について、遊水池の完成後は、機能面だけではなく、適切な維持管理を行うことにより、常時の有効利用を行えるようにとするが、具体的には。」との質疑があり、建設課

年は、33件、33組の方々

を取材し、ポスターを制作しております。そ

「観光地としての体制づくりの課題に魅力的

の混乱が生じることがないような対応を。」との意見がありました。

観光課所管分

委員より、「昨年の『草・観・然』活性化事業について詳細説明を。」との質疑があり、観光企画係長から、「昨

年は、33件、33組の方々を取材し、ポスターを制作しております。そ

「観光地としての体制づくりの課題に魅力的

な観光資源をつなぐストーリーとは。」との質疑があり、「阿蘇のカルデラ地形を生かした新たな観光地づくりとして、既存する世界ジオパーク事業、本市が進める「然」事業を連携させることで、大自然

阿蘇と人々とを繋いだ更なる魅力づくりを考えています。」との答弁がありました。

また、委員より、「然

ブランド商品を域外に向けて発信、販売し、認知度の向上と生産者の所得確保の機会を創出することができたと明記されているが、そういう機会は得られたのか。」との質疑があり、課長から、「昨

の然の事業は、特に生

産者の方々に1年間、様々なキャンペーンやイベントに出展してい

たとき、特に、羽田空港に直結する羽田エクセルホテル東急



阿蘇大分フェア（東京羽田エクセルホテル東急）

農政課所管分

委員より、「中山間地域等直接支払交付金

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

住環境課所管分

委員より、「環境共生基金事業については、寄附される方が、使用用途が異なる『阿蘇市ふるさと納税』と

セルホテル東急のレストランにおいては、11月から1月にかけて、本市の食材を使った阿蘇大分フェアを開催し、多くの人々が阿蘇の魅力に触れる機会を作つて参りました。との答弁がありました。

まちづくり課所管分
委員より、「波野地域の集落サポートプロジェクト事業の移動販売実績は。」との質疑があり、**地域振興係長**から、「売り上げの実績は1月の中旬から2月の中旬までの約1箇月間5週に亘つて試験的に販売を行い、売上総額74万5,730円、1日当たりの売上額が約3万円前後、また、1人当たりの購入額が1,742円という結果でした。」との答弁があり、**委員**より、「本事業を本稼働した場合の採算は。」との質疑

農政課所管分
委員より、「環境保全型農業直接支払制度の内容を。」との質疑があり、**農政課長**から、



波野地域集落サポートプロジェクト事業

があり、**まちづくり課長**から、「今回、使用した車両は軽の冷蔵庫に詰め込んだ状態で行つています。実際に事業を開始するのであれば、冷凍冷蔵機能等を備えた専用車両の準備や人件費等の経費も必要になりますので、実際は厳しいものと考

声もお聞きしています。今後は、事業に協力いただいた神楽苑と買い物支援に向けた検討等、継続して協議を行つて参ります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

「有機農業の取り組みを行う、8組織、37の農業者に対する支援事業です。作目については、水稻、大豆で、10a当たり8,000円の定額で助成するものです。」との答弁があり、また、**委員**より、「昨年、青年就農給付金について、事務処理に遅れる等の不適切な処理があつたが。」との質疑があり、**農政課長**から、「支払いについては、新たに課内でチェック機能の徹底・強化を行う等、以前のような失態がないように努めてまいります。」との答弁がありました。

委員より、「火口見学に向けたスケジュールは。」との質疑があり、**観光課長**から、「環境省による改修が2月中には完了する予定です。その後、阿蘇火山防災会議協議会において協議いただくことになります。」との答弁があり、また、**経済部長**から、「改修工事の進捗も冬場の天候等の影響も懸念されますが、一応は、来年3月1日の開放を目指します。」との答弁がありました。

「有機農業の取り組みを行う、8組織、37の農業者に対する支援事業です。作目については、水稻、大豆で、10a当たり8,000円の定額で助成するものです。」との答弁があり、また、**委員**より、「昨年、青年就農給付金について、事務処理に遅れる等の不適切な処理があつたが。」との質疑があり、**農政課長**から、「支払いについては、新たに課内でチェック機能の徹底・強化を行う等、以前のような失態がないように努めてまいります。」との答弁がありました。